

令和3年度 歳末たすけあい見舞金のご案内

赤い羽根共同募金の一環として皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」から、以下の項目に該当し、支援を必要とする世帯に助成する制度です。



対象となる世帯 ※施設入所、長期入院、通学等のために自宅外に居住している人は除く

1. 次のすべての項目に該当しますか？

- (1) 令和3年9月1日現在長泉町に居住している
- (2) 生活保護を受給していない
- (3) 世帯全員の住民税が非課税、もしくは準要保護世帯 ※1
※世帯分離、二世帯住宅等は同一世帯として扱います
- (4) 担当民生委員・児童委員の支援(継続的な関わり等)を必要としている

いいえ

該当しない

※1…直近で収入状況等に変化があった場合は申請書特記事項に記入のうえご相談ください。

はい

2. 次のいずれか1つに該当しますか？

- (1) 次の手帳を取得している障がい児・者のいる世帯
(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神保健福祉手帳1～3級)
- (2) ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている世帯
- (3) 満65歳以上の高齢者のみの世帯
※ただし、非課税年金(遺族年金等)、不動産収入等を含む収入の合計が月額120,000円を超えていないこと。
- (4) 著しく生活にお困りの世帯
例) 新型コロナウイルスの影響を受け著しく収入が減少した高齢の親と働くことができない子の世帯
台風などの災害で被災した など

いいえ

該当しない

はい

該当する

- ・令和4年1月7日(金)までに申請内容に変更があった場合、見舞金配布対象外となる場合があります。
- ・申請内容について、行政に照会させていただくことがありますので申請書の同意事項欄に署名をお願いいたします。
- ・本人による署名が難しい場合は、下記までお問い合わせください。

申請方法 * 申請書に記載された個人情報や添付書類は本事業の目的以外には使用いたしません

別紙「歳末たすけあい見舞金申請書」によりお申し込みください。

申請書類は下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 長泉町社会福祉協議会窓口へ直接持参 (長泉町福祉会館)
受付時間: 平日8:15～17:15
- (2) 郵送 【宛先】〒411-0943 長泉町下土狩967-2

※FAX、Eメールによる申請は受付できません
※郵送の場合、郵送料はご負担ください

提出期限: 令和3年11月15日(月) 郵送の場合は11月15日(月)必着

締切を過ぎての申請はできませんので、ご注意ください。

助成金額: 今年度の募金実績と助成世帯数により見舞金金額が決定されます。

助成方法: 審査により助成が決定した世帯には、12月中旬頃、担当地区民生委員児童委員が直接お届けします。

お問い合わせ先
社会福祉法人

長泉町社会福祉協議会

(電話: 988-3920)

〒411-0943 長泉町下土狩967-2 長泉町福祉会館内